

令和5年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業  
(セミナー・専門家派遣・マッチング) 委託業務 仕様書

1 委託する業務名

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業 (セミナー・専門家派遣・マッチング) 委託業務

2 業務の目的

「ゼロカーボン北海道」や「Society5.0 推進計画」に対応し、道内ものづくり企業の脱炭素・DX推進による生産性向上及び競争力強化を図るため、セミナー・相談会の開催、企業への専門家派遣やマッチングを開催し、新分野参入、技術開発や販路拡大への取組を支援する。

3 委託業務の内容

(1) 脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催

ものづくり企業の脱炭素、DX推進をテーマとしたセミナー及びセミナー後に個別相談会を開催し意識の醸成を図る。事業の周知は、リーフレットの作成・配布やWEBでの周知等により道内ものづくり企業等に幅広く展開する。また、遠方企業の参加を促進するため、会場を借り上げ、参加者を集めて開催するリアル開催とオンラインの併用とする。

[場 所] 札幌市内

[回 数] 脱炭素、DX推進の内容を2回 (1回あたり約2時間30分)

[開催方法] リアル・オンライン併用

[開催時期] 令和5年(2023年)11月末までに実施

[周 知] 道内ものづくり企業等への周知

【周知例】リーフレットの作成、WEBによる周知 など

[参加者数] セミナー：各回 100名程度 (オンライン参加も含む)

相談会：各回 6社程度

[内 容] ① 講演

各テーマにおいて、ものづくり企業を対象としたセミナー開催やコンサルタント等の実績を持つ講師による講演。

【講演例】

- ・法改正などものづくり企業を取り巻く環境(各テーマ共通)
- ・国、道や市町村の補助金など支援制度の紹介(各テーマ共通)
- ・サプライチェーンに求められる脱炭素対応 (脱炭素)
- ・DX成功パターンの策定 (DX) など

※講演例以外でも、脱炭素、DX推進をテーマとした内容であれば可とする。

② 相談会 (60分程度)

1社20分の予約制とし、2名体制で対応。相談内容は事前に確認し、内容により相談対応が可能な知見を有する者 (講師含む) が対応する。

(2) 専門家派遣

脱炭素化やデジタル化に意欲的に取り組もうとするものづくり企業に専門家を派遣し、生産性向上や製品開発を支援することで経営基盤の強化を図り、持続的な発展を支援する。専門家は、企業の課題に応じた分野で選定、登録を行い、企業に派遣。課題の洗い出しや解決に向けた効果的な指導・助言を実施する。

[対 象] 道内ものづくり企業6社程度を選定する

[回 数] 各社3回程度

訪問は3回程度とし、追加指導が必要な場合はリモートやメール等で対応。  
※支援企業の地域が偏在しないよう配慮すること。

[専 門 家] 各テーマにおいて実績のあるコンサルタント、試験研究機関の研究者等

[支援内容] 【支援例】

- ・ デジタル技術を活用した生産工程の省力化、品質管理、デザインの向上や市場分析など
  - ・ D X推進のための計画策定への支援
  - ・ 自社のCO<sub>2</sub>排出量測定、削減計画策定への支援
  - ・ 取引先からのCO<sub>2</sub>削減要請への対応支援
  - ・ サプライチェーンを意識した脱炭素化に向けた戦略策定の支援 など
- ※支援例以外でも、脱炭素化、D X推進に関する内容であれば可とする。

### (3) 食品製造事業者とのものづくり企業のマッチング

本道が優位性を持つ「食」分野において、道内ものづくり企業の参入を促進するため、食品製造企業、食関連機械商社とのマッチングを実施する。

[場 所] 道央圏、道北圏、十勝圏及び道南圏

[回 数] 10回（道央圏4回、その他各2回）

[時 間] 1回あたり2時間程度

[企 業 数] 1回あたりの参加企業数

ものづくり企業（食品製造企業を除く） 4社程度  
食品製造企業、食関連機械商社等 合計4社程度

[実施内容] 【実施例】

- ・ 会場にもものづくり企業のブースを設置する展示会方式  
※パネルやリーフレットの作成及び搬入費用は原則、参加企業の負担。
  - ・ 食品製造企業をものづくり企業や食関連機械商社等が訪問し、製造現場の課題を把握する食品企業見学方式
  - ・ 食品製造企業、食関連機械商社等と道内ものづくり企業が一堂に会し、意見交換を行うワーキンググループ方式 など
- ※実施例以外でも、参加者のニーズ等を踏まえ、マッチングにつながる内容であれば可とする。

※（1）～（3）について、参加者へのアンケート（理解度・満足度など）を実施すること。

※ 実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染状況に応じて適切な措置を講じること。

また、セミナー等において「北海道エコイベント指針」に基づいて実施するなど、環境配慮に取り組むこと。

### (4) 事業実施報告書の作成及び提出

#### ① 事業実施報告書

上記（1）～（3）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和6年（2024年）2月29日（木）

#### 4 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで
- (3) その他 ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の中止や内容の変更等を求める場合がある。

#### 5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	①実施体制・役割等
2 実施手法	① 業務処理工程表・経費内訳
3 実施方策	① 脱炭素・DX推進セミナー・相談会について
	② 専門家派遣について
	③ 食品製造事業者とものづくり企業のマッチングについて
4 実績	① 過去の実績
5 追加提案	① 追加提案
6 道施策との適合性(該当がある場合)	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	② 「障がい者雇用」
	③ 「パートナーシップ構築宣言」

##### ※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等は、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳は、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とすること。  
なお、経費内訳は経費区分・内訳項目のみの記載とし、金額は記載しないこと。
- ウ 「脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催について」、「専門家派遣について」及び「食品製造事業者とものづくり企業のマッチングについて」は、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績は、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案は、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書(写し)を提出すること。  
道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書(写し)を提出すること。  
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。  
なお、複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

## 6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）5 月 15 日（月）16 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 6 部  
※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）5 月 15 日（月）16 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先  
郵便番号 060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）  
北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係（担当：倉沢）  
電話 011-204-5323 F A X 011-232-2139  
電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp  
※@の前は数字の「1」です。